議　案

田野都市計画　道路の変更

第１号　３・５・２号　明神原通線

第２号　３・６・１号　桜町通線

■ 都市計画道路について

宮崎市の都市計画道路は、**戦後まもなくの昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築**され、その後、人口増加や市街地拡大が続く社会を前提として、長期的に必要とされる人口密度・規模等を考慮して、都市計画道路の追加・変更が行われてきました。

都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、**都市交通における最も基幹的な都市施設**として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

＜主な役割＞

- 地域間や主要な拠点間を結ぶ幹線道路としての機能
- 主要な交通を円滑に流すための交通処理機能

都市計画道路の種類

「宮崎県都市計画道路見直しガイドライン」より

■ 道路整備を取り巻く環境の変化

しかし、今後の人口減少・少子高齢化社会の到来や規制市街地の低密度化の進行等の社会情勢の変化により、当初計画決定された時点と比べて都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線も存在しています。

さらに、近年の宮崎市の財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点から、**より一層効率的かつ効果的な事業の推進が求められています**。

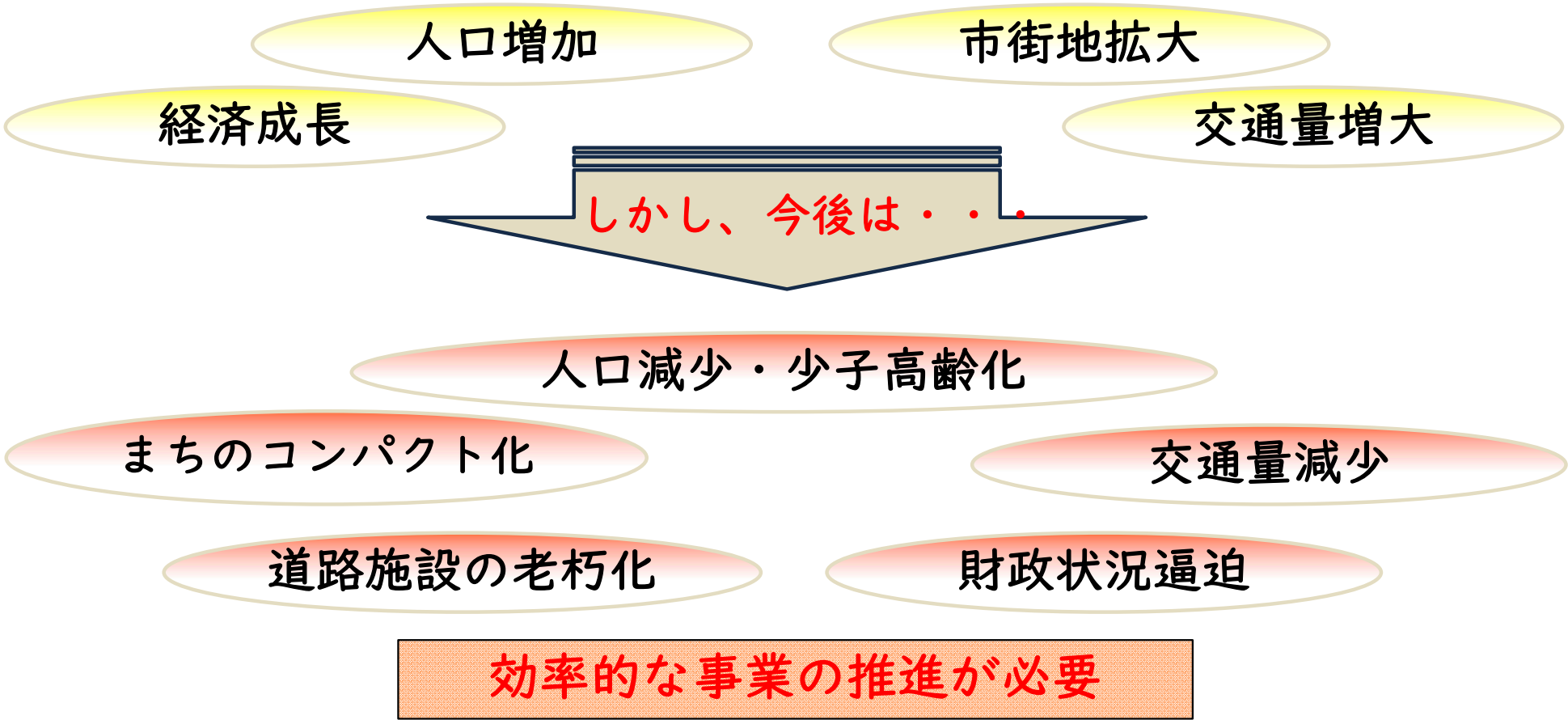

■ 都市計画道路の建築制限

都市計画道路の計画区域内の地権者には、一定の建築制限が課せられていることから、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の整備の必要性や見通しについて、方針を示すことが求められています。

一定の建築制限とは

都市計画道路の計画区域内に建築物を建築する場合、都市計画法第53条における許可申請が必要であり、許可基準を満たさない建築物の建築は原則不可となる

＜許可の基準＞

1.階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
2.主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他のこれらに類する構造
3.上記1･2の基準に加え、容易に移転又は除却可能であると認められるもの

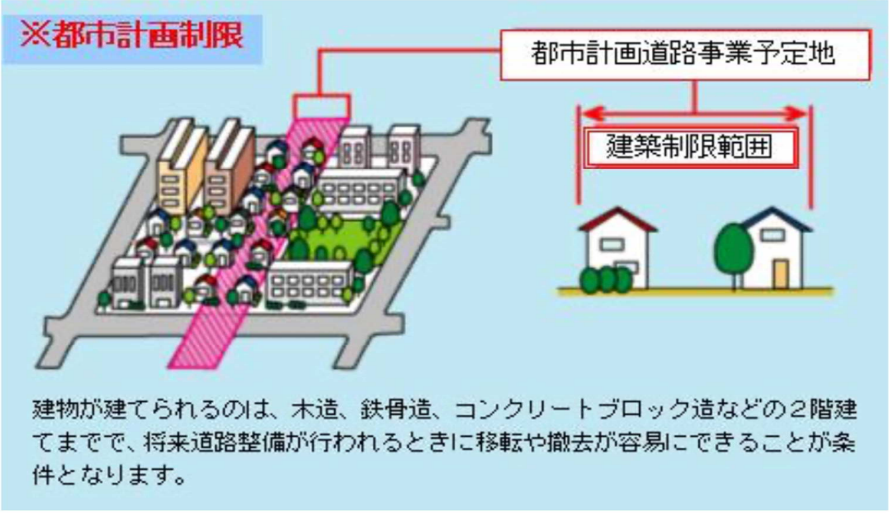

宮崎県ホームページより

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

都市計画決定以降、長期にわたり未着手の路線が存在する中、厳しい財政状況などから、効率的かつ効果的な事業を推進する必要があることから、平成19年3月に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を策定し、その後10年以上が経過し、経済・社会情勢が大きく変化してきたことを受け、**令和元年度に本指針の改訂を実施**しました。

人口減少等、経済・社会情勢が大きく変化

宮崎市のまちづくり方針
「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

まちづくりに対応した効率的な
道路ネットワークの構築

令和元年９月に
都市計画道路見直しに関する基本方針を改訂

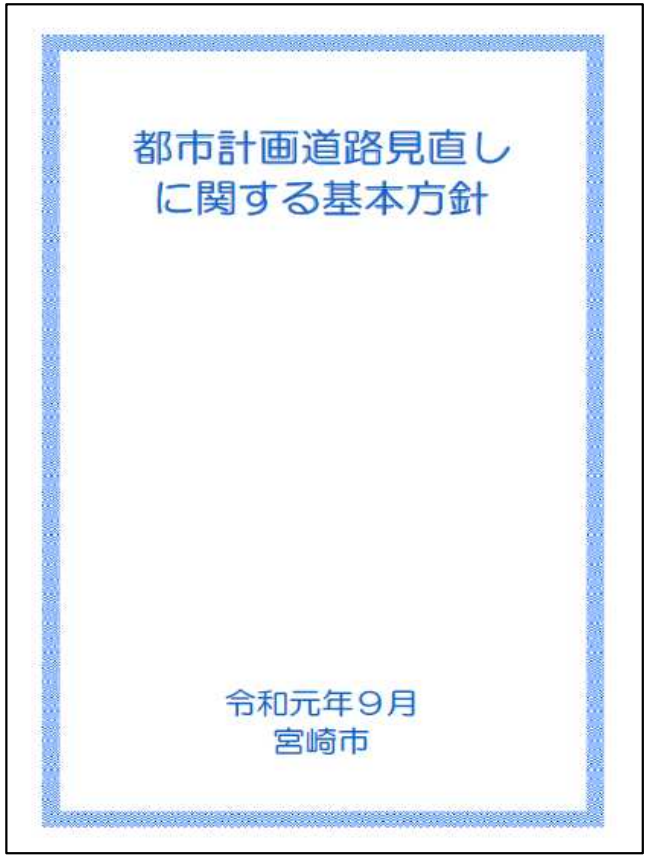

■「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

基本方針の中で、路線ごとの「見直しの方向性」を決定しています。

都市計画道路見直しの方法

検討対象路線（36路線、６７区間、約47km）

①必要性に関する評価
- 幹線機能の評価
- 交通機能の評価
- 市街地形成機能の評価
- 防災機能の評価
- 空間機能の評価

②実現性に関する評価
- 構造上の制約・経済性に関する評価
- 現況の土地利用に関する評価
- 周辺環境への影響
- 地域の要望に関する評価

見直しの方向性：存続候補 / 存続（要検討） / 廃止（要検討）

存続候補

都市計画道路としての必要性が高い又は代替機能が確保できないなど、計画決定の継続が妥当であると判断される路線。

存続（要検討）

都市計画道路としての必要性は認められるものの、幅員や車線数など、現在の計画内容について見直しの検討が必要であると判断される路線。

廃止（要検討）

都市計画道路としての必要性が低くなっている、又は代替路線がある、あるいは部分的な改良で効果が見込めるなど、計画通りに整備を行わない場合でも地域に与える影響は小さいと考えられ、計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線。

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

令和元年９月の改訂以降、「廃止（要検討）」と評価された路線について、順次都市計画変更を進めています。

	年度	路線名	見直しの方向性	決定権者	内容
	令和２年度	宮崎神宮駅東通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
		牟田通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
	令和３年度	神宮東通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
		大塚通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
	令和４年度	原東町通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
		佐土原広瀬通線	廃止（要検討）	県決定	一部区間の廃止
	令和５年度	東十文字通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
		正手松之木田線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
今回	令和６年度	明神原通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
		桜町通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
	令和７年度以降の予定	橘通線	廃止（要検討）	県決定	
		学校通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
		高岡本町通線	廃止（要検討）	県決定	一部区間の廃止

➢ 現基本方針における「廃止（要検討）」路線が概ね廃止され、今後は「存続（要検討）」路線を含めた長期未着手路線の検討及び廃止に向けた見直しを行う必要があります。

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線は、順次廃止に向けて取り組みを進めています。

廃止（要検討） となった路線の内、
今年度は下記の都市計画道路の一部区間を廃止します。

- ■ 都市計画道路 ３・５・２号 明神原通線（田野）
- ■ 都市計画道路 ３・６・１号 桜町通線（田野）

※　あくまでも「都市計画道路」としての位置付けを廃止するものであり、現在機能している道路が無くなることではなく、これまで通り道路の拡幅等の整備については、地域の実情等に併せて検討していくこととしております。

■ 都市計画道路 3･5･2号 明神原通線の都市計画変更（概要）

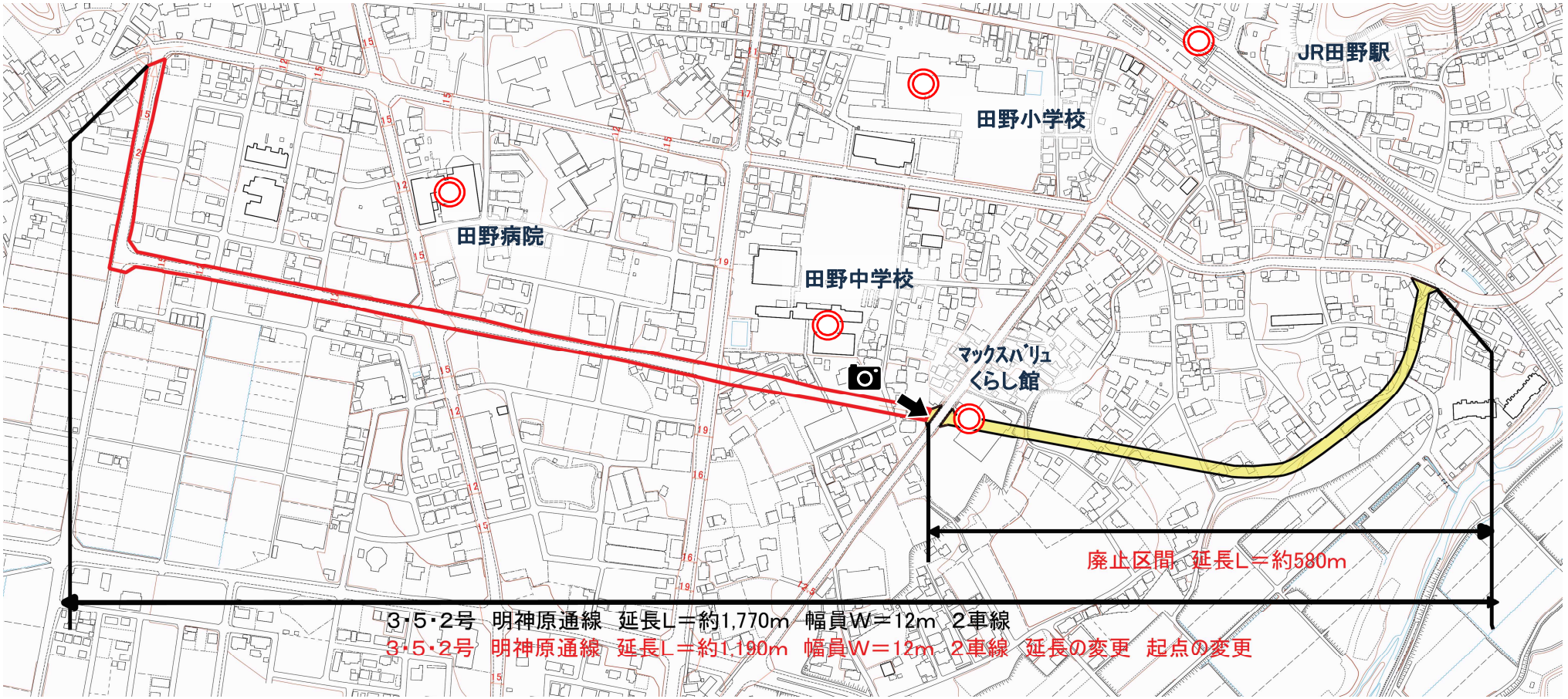

路線延長：約1,770m

計画幅員：12m

廃止延長：約580m

■ 都市計画道路 3･5･2号 明神原通線の都市計画変更（概要）

計画変更（廃止）

- 本路線は、起点をJR田野駅南東側の既成市街地に持ち、田野市街地を西側に向けて迂回する環状線として昭和44年に都市計画決定された延長約1,770m、計画幅員12mの都市計画道路である。

- 主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低いほか、交通ネットワーク上の幹線機能は、既に周辺道路で確保されている。また、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測される。そのほか、住宅密集地を通過することから実現性も低い。

- 以上のことから、**本路線（延長約1,770m）のうち、未着手区間（延長約580m）について、都市計画道路を廃止**することとしました。

■ 都市計画道路 3･6･1号 桜町通線の都市計画変更（概要）

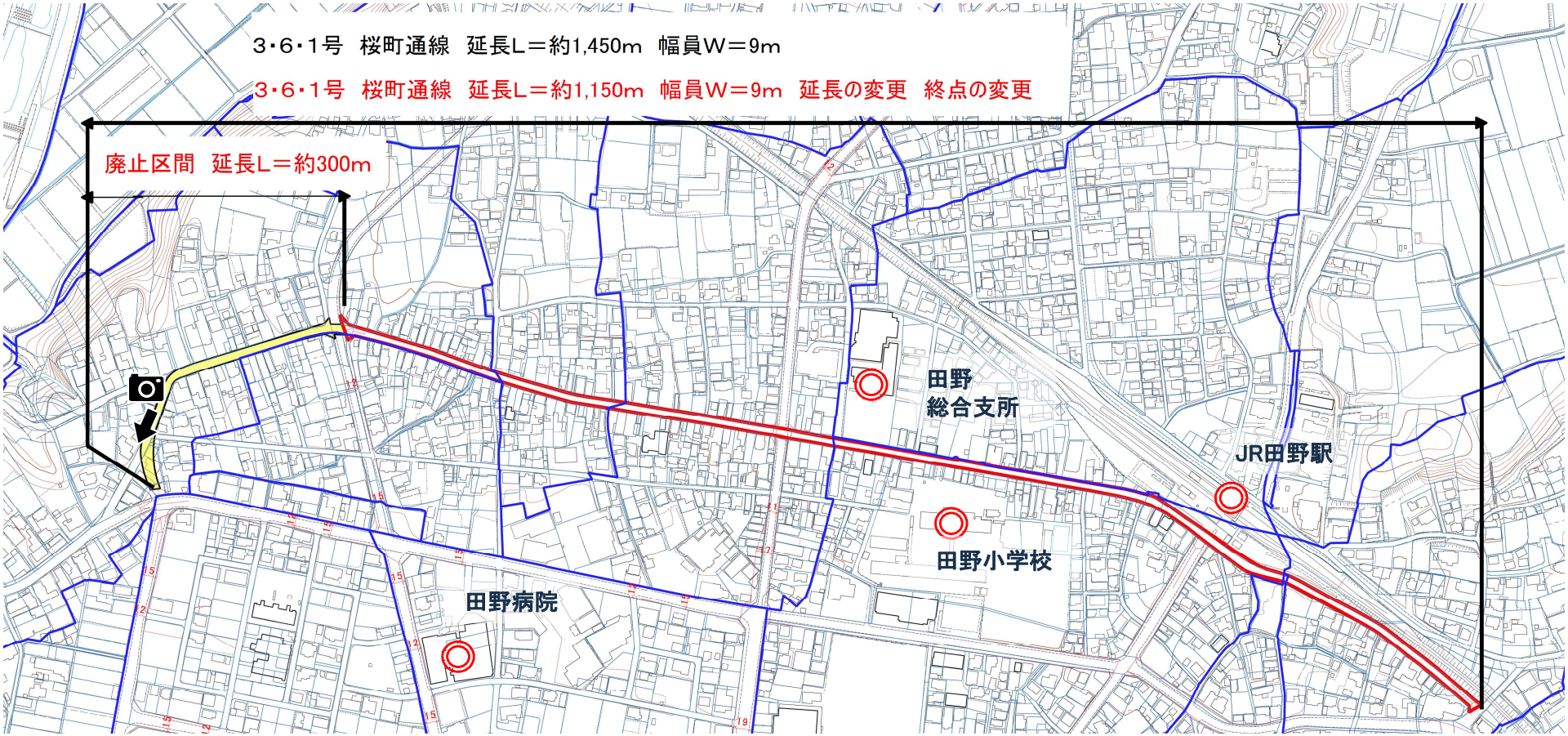

路線延長：1,450m

計画幅員：9m

廃止延長：約300m

■ 都市計画道路 3･6･1号 桜町通線の都市計画変更（概要）

➢ 計画変更（廃止）

- 本路線は、田野市街地を東西に貫く道路として昭和29年に都市計画決定された延長約1,450m、計画幅員9mの都市計画道路である。

- 主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低いほか、交通ネットワーク上の幹線機能は、既に周辺道路で確保されている。また、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測される。

- 以上のことから、**本路線（延長約1,450m）のうち、未着手区間（延長約300m）について、都市計画道路を廃止**することとしました。

■ 今後の手続きについて

都市計画案の作成

住民説明・周知

関係地権者・関係自治会への
説明会を開催

都市計画案の公告・縦覧
（２週間）

令和７年１月２０日～２月３日（２週間）

〇ご意見等なし

都市計画審議会

県協議

都市計画決定の告示・縦覧

令和７年３月頃　(予定)